

地域SOSシステムの立上げについて

～ 高齢者等行方不明者早期発見マニュアル ～

近年、高齢化が進み、名張市においても認知症の高齢者等が行方不明になる事案が多発しています。市民が、地域で支え合いながら安心して暮らすためには、認知症などに対する正しい理解を深め、さりげない見守りや気軽な声かけができる地域を住民主体で創っていただくことが、たいへん重要であります。

このような日頃の取組が、高齢者等の行方不明者を出さない予防につながりますが、いざ、行方不明者が発生すれば、早期の搜索等の対策が必要です。高齢者等が行方不明になり公開搜索が必要となったとき、地域と行政、関係機関が一体となった対応をスピーディに、そしてスムーズに行なえるよう、下記のとおり「地域SOSシステム ～ 高齢者等行方不明者早期発見マニュアル～」を策定し、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりの実現を目指すこととします。

【 目 的 】

高齢者等が行方不明になり、家族から区・自治会長を通じ消防本部へ搜索の依頼があった場合、行方不明者の早期の安全確保のため、区・自治会が市、関係機関及び団体等と連携し、迅速な搜索活動を行うものとする。

【搜索対象者】

当人に家出の意思がなく行方不明になった者で、生命及び身体に危険の迫っているおそれがある者を搜索の対象者とする。

- ・ 一人では遠方に行けるはずのない高齢者等
- ・ その他、地域ぐるみで搜索が必要な者

【 役 割 】

区・自治会 市（消防本部・危機管理室）と搜索体制等を事前に協議する。その後、区・自治会長が地域づくり組織代表者と地域SOS本部の中心となり、市等と連携して、行方不明者の搜索を行う。

地域づくり組織 搜索人員の確保要請を行い、地域づくり組織代表者が区・自治会長と地域SOS本部の中心となり、市等と連携して、行方不明者の搜索を行う。

市（消防本部） 区・自治会長及び市（危機管理室）と搜索体制等を事前に協議する。その後、地域SOS本部等と連携し、行方不明者の搜索を行う。

市（危機管理室） 市は地域SOS本部及び関係機関等との調整にあたる。危機管理室は、区・自治会長及び市（消防本部）と搜索体制等を事前に協議する。その後、地域SOS本部等と連携し、行方不明者の搜索を行う。また、郵便局等へ行方不明者の情報提供等を依頼する。

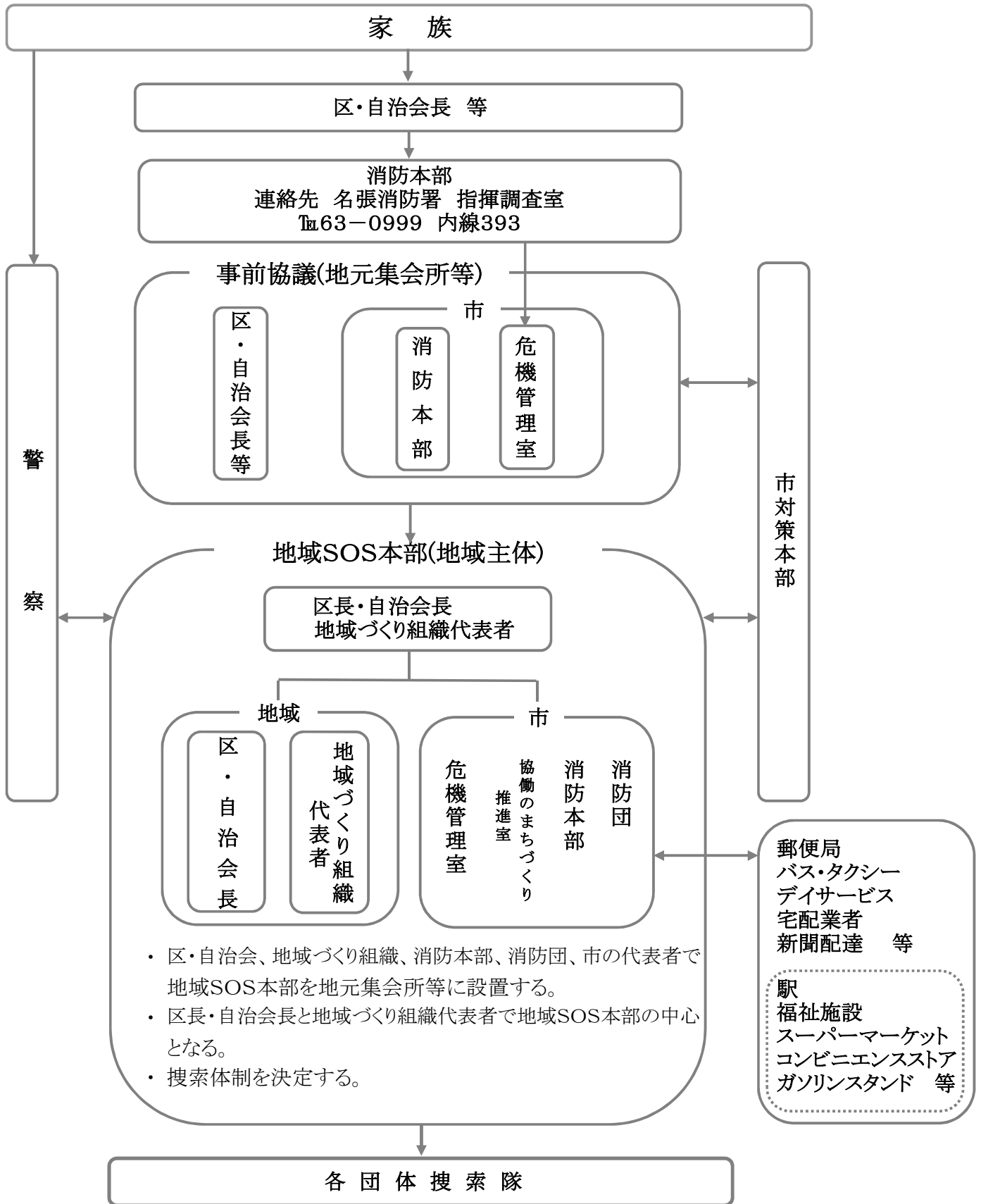
市（協働のまちづくり推進室） 区・自治会及び地域づくり組織に伴走し、関係機関等と連携、調整を図る。

【家族への確認事項等】

- ・ 氏名、住所、電話番号、性別、年齢
- ・ 身体的特徴
- ・ 最近の写真の提出
- ・ 協力を求める範囲
- ・ 行方不明時の服装、持ち物
- ・ 行方不明時の状況
- ・ 他機関への搜索依頼状況
- ・ 既往症 等

【 公開捜索が必要となった場合の地域SOS体制 】

家族から行方不明者の捜索依頼を受けた場合、警察への捜索願が提出されているか確認する。
 家族が公開捜索を希望される場合、その意思を尊重し、次の体制をとる。



事例 A地区で認知症の高齢者が行方不明となり、その家族が区・自治会長に捜索を依頼した場合。

① 公開捜索を行うかの確認をします。(事前協議)

(ア) 区・自治会長は、消防本部に連絡をします。

(イ) 消防本部は、警察に捜索願が提出されているか確認します。

(ウ) 区・自治会長と市(消防本部・危機管理室)は、地元集会所等で事前協議を行います。

【事前協議内容と事前準備】

- ・ 家族から捜索のための情報（【家族への確認事項等】）を収集します。
- ・ 捜索のための協力を求める地域SOS本部メンバーを決定し、連絡します。
- ・ 捜索のための地図、捜索者の情報がのったチラシ等の準備を行います。

② 地域SOS本部を開設し、捜索にあたっての体制を決定します。

- ・ 捜索にかかれる人数を把握し、捜索隊を編成します。
- ・ 捜索エリア・期間などを決定します。
- ・ 捜索隊と地域SOS本部との連絡体制を整えます。

③ 捜索隊により捜索活動を開始します。

- ・ 地域SOS本部と連絡をとりながら捜索活動を行います。
- ・ 地域SOS本部は、郵便局等からの情報を取入れ必要な措置を行います。

④ 行方不明者が発見されました。

- ・ 捜索隊は、地域SOS本部からの行方不明者発見の連絡を受け、地域SOS本部へ戻ります。
- ・ 捜索隊の帰着確認後、地域SOS本部を解散します。